

第11回 上牧町まちづくり基本条例策定委員会

日時 平成23年10月27日(木)
午前9時から

場所 上牧町役場 3階 委員会室

次 第

1 開 会

2 議会部会からの「基本原則」に関する報告・提案並びに「目的」の確認について

3 部会ごとに分かれて検討・協議

4 閉 会

上牧町まちづくり基本条例策定委員会(第11回)議事録

開催日時 平成23年10月27日(木) 午前9時00分～午前10時20分
開催場所 上牧町役場 3階 委員会室
出席者 委員 20名
欠席者 委員 3名(井尻委員、木村委員、梶野委員)
傍聴者 1名
事務局 都市環境部 外川部長、同部まちづくり推進課 西山課長、福西課長補佐、
松井係長、野村主事

開 会

委員長あいさつ

議 長 本日の次第は、配布された資料のとおり、議会部会からの基本原則に関する報告・提案並びに目的の確認をする。その後、部会に分かれての検討協議というかたちで進めていく。

後で部会に分かれる関係で最初に連絡事項を申し上げたい。今後の予定について、本日10月27日は全体会議なので、次回11月は部会の開催となる。事前に事務局と会議室の調整をした結果、次回は11月17日(木)14時からの部会の開催を予定している。次々回は12月21日(水)14時から全体会の開催を予定している。

委員の出欠であるが、欠席の連絡をもらっているのが井尻委員と梶野委員の2名で、木村委員については事前に連絡をもらっていない旨、事務局からの報告を受けている。

それでは、部会の検討協議の報告に入る前に、山中委員から行政部会に関する諸報告があるので、先にその報告をしてもらう。

山中委員 事前に郵送された本日の議案に対して意見を述べるつもりであるが、行政部会で配った資料(ペーパー)があるので、それを見ながら聞いてもらうと分かりやすいと思い、事前にコピーして持参している。よければ、全委員(行政部会委員を除く)に配付したい。

議 長 配ってもらっても良い。

山中委員 資料の説明は、本日の議案の議論の時に意見として述べる予定である。本日の議論が、資料の内容に関するところまで進まないようであれば、次回以降になっても結構である。

田島委員 今日の次第では、各部会の報告が無かったので、議事録も配布が無いので、報告の用意をしていない。

議長 確かに次第にはないので、報告については、各部会長で特段の報告事項がある方は挙手願いたい。(今回特段の報告なし)
それでは、議会部会からの基本原則に関する報告・提案並びに目的の確認について、田島部会長から報告してもらおう。

田島委員 議会部会からのお願いということで、事前に資料を配らせてもらったので、主旨はお分かりと思う。
また、「議会（議員）における該当項目に関して」というアンケートについては、策定委員全員に回答願いたい。

報告内容については別紙のとおり

議長 目的について、何か意見はないか。

山中委員 今回の田島委員の「目的」に対する説明では、条例の標題が上牧町では「まちづくり」基本条例となっているので、標題が「自治」基本条例となっているものは外して、「まちづくり」基本条例となっているものから引っぱりてきた、ということであった。しかし、上牧町の場合はあくまでも、「仮称」上牧町まちづくり基本条例」だから、各部会で議論が深まっていくなかで、標題について考える時期がきた時に議論して、正規のものを決める、という提案を以前におこなった。このような意味からすると、「自治」基本条例を外すというのは、いかがなものかと思う。
即ち、事務局から180～200近くの市町村の「基本条例」一覧表が配付されているが、それを一覧すると、ある時期から「自治」基本条例が多く使われるようになってきている。そして最近になってくると再びさまざまな標題に戻ってきている（註を参照）

(註) H13. 4 ニセコ町まちづくり基本条例以降の標題…「まちづくり」
「市民参加」「協働」「自治」等

H17 年頃から「自治」基本条例が増加。H18～19「自治」基本条例が優勢。

H20 年～再び、各市町村によってさまざまな標題となる。独自の標題も散見。

ともあれ、標題が「自治」であれ「まちづくり」であれ、「自治にもとづく」という「自治」を使うことには大いに賛成である。

ただ、「自治基本条例」という言葉は、住民には非常に分かりにくいのではないかと思うので、「自治のまち」づくりとでも言うほうがよいのではないか、即ち、「自治にもとづくまち」づくりという意味である。

というのは、例えば極端な例になるが、首長が強いリーダーシップでもって非常な善政をおこなえば、「自治」にもとづかなくても、即ち議会も住民も出る幕がなくても、住民にとって住みよく満足なまちの出現は可能だろうと思うからである。

小林委員 田島委員は、まちづくり基本条例の目的の条文を決めようとか、タイトルを決めようとかをここで議論しようとしているのではないと思う。今は、目的で書いている基本的な事項、自治の基本的な事項を定めることを目的としているということを言いたいのであって、この委員会の一部で、上牧町まちづくり基本条例というのはどんな町にするか、上牧町の将来像みたいなものを条例の目的に盛り込むことに重点を置いているのではないかということ懸念していて、この基本条例はそうではなく、目的を達成するためにどんな町の作り方、「議会」と「行政」と「町民」の関係をどう整理しようかということを決めるのが、このまちづくり基本条例の目的であるということこの全体会で確認したかったのだと思う。

田島委員 まず、山中委員の意見については、「自治に基づくまちづくり」ということで、「自治」「まちづくり」のどちらの名称にしても、考え方は同じと思う。住民が主体的に参画して、議会や行政と協働して行うときに、今まではそういう仕組みで行われてこなかったものを新たに行うにはどういった仕組みが必要かということ条例の中で決定していく。こういったことを考えて、議論して条例にしていくことが私たちの仕事で、基本的事項を定めることがこの委員会のやるべきことであると考えている。その確認事項で

あった。

小林委員 逆に言えば、基本的事項を定めることではなくて、別の事が目的ではないかという意見を持っている方がいるかどうかの確認ではないのか。この提案された趣旨が他の委員にはあまり理解されていないと思う。

田島委員 「将来はこんな姿がいいのではないか」といった議論は大事だが、目的をはっきりさせておかないと時間配分の問題で、最後の部分までの収束がなかなか難しいと思ったので、この策定委員会での最終目的は条例をつくることであり、その為の様々な議論はしなければならないが、「限られた時間でそこまで到達しなければならないよ」という確認であった。

議 長 議会部会のイメージとして、この資料に沿った形で条例づくりをしていくというスタンスの確認であると認識している。

田島委員 総則の中の目的を確認しておかなかったので、まず確認をして部会に分かれたほうがよかったのかもわからない。結果的に先に部会に分かれてしまったので、全員が共通として持っているだろうと思っていたが、これから部会が増えていくのであえて確認をしたかった。

柄沢委員 この条例をつくる目的は、住民が町政に参加できるようにするというのが一番の目的ではないかと思う。そのためには、いろいろな情報、制度が必要であるので、そのための条例を定めることによって、住民は情報を得て参加できる。それがこの条例の目的ではないかと考える。今、条文の具体的な内容について議論をするときではないと思う。

堀内委員 先ほどの田島委員からの提案であるが、たくさんの情報を集めてもらい非常にありがたいのだが、ひとつ大事な視点として、上牧町にとって必要な基本条例とはどういうものなのか、こういった視点が今まで議論されていないのではないかと思う。確かに全国的に200近い基本条例ができていますが、その流れの中で是非上牧町にも基本条例をつくろうではないかという部分と、なぜ上牧町に基本条例が必要かという側面として、この9月議会において財政健全化団体から制度上であるが抜けることができた問題が

あり、町の場合、住民要望があるからといって借金の見通しを立てないままに事業を強行してきた結果がこういった財政健全化団体に陥ったことである。この過ちを二度と繰り返してはならないという住民の思いがある。ここのところを踏まえたうえで条例の前文に盛り込まれたらいいと思っている。併せて、ほかの目的、用語に定義、基本原則などの部分でも、言葉だけでなく、精神においても十分盛り込まれるべきであろうと考えている。

畑中委員 基本条例の名称で、仮称であるが「まちづくり」となっているが、最近になって、「まちづくり」という言葉が世の中に溢れ出してテレビなどでは違った意味で使われているのではないか。例えば、震災地の復興に関するVTR（商店街の復旧やチャリティーコンサートなど）のなかでも「まちづくり」が使われている。それも「まちづくり」かも分からないが、こうした内容での「まちづくり」が流行りだすと、私たちのやっている「まちづくり」に対して危機感を感じている。

小林委員 畑中委員も田島委員も同じことを懸念していると思う。「まちづくり」とは一体どういうことか。上牧町まちづくり基本条例策定委員会だとどんな町にするか、仕組みではなくて、理想像や将来像を検討する委員会にならないか、その部分に時間をとられていないか懸念しているのではないか。委員方は、この条例が町の運営の仕組みをつくるための委員会だと理解されていると思っている。「行政」「住民」「議会」がどのようにして関わり合いながらつくられていくのが一番いい運営の仕方なのか、それを考えるのが条例の目的だということは、全員の共通であると思うので、それを確認すれば、この議論は終わりだと思う。また、違う意見がある方がいれば出してほしい。

足立委員 町の将来像を重点的に押さえないといけないと考えていた。仕組みについては、将来像を押さえたうえで考えていかないといけないと思う。

小田委員 最初に上牧町まちづくり基本条例策定に向けた考え方の説明を受けて、この会議は進んでいるものと思っているが、そこには「私たちが安全で安心して暮らしていけるようにまちづくりを進めるうえで、基本となる理念、役割、ルールを定めるもの」「自らのまちは自らの手でつくるという意識のもと住民が主役となって行政と情報共有や協働のルール、住民参画のルー

ルを決めて自立した地域社会を実現させていくこと」こういった趣旨を踏まえてこの会議は進んでいるのであって、マスタープランを検討していくようなことにはならないと思うので、このまま田島委員の提案どおり進めてもいいと思うので、あとの説明を聞きたいと思っている。

柄沢委員 私はこの委員会は、この町を福祉の「まちづくり」や公園を整備して自然をつくる「まちづくり」といったものではなく、どのように参加できるかということを整備する住民参加基本条例だと思っている。

植村委員 私は足立委員の意見に賛同である。要はスケジュール管理の問題でないのかと思い聞いていた。各部会の進め方については各部会で任されているので、町民部会では将来像を明確にしてから逆算的に考え、条例に何を盛り込んでいかないといけないか議論している。決して将来像だけを考えているわけではない。また、住民部会の進み具合がいつも遅いと指摘され、遅いというのなら、きちんと期限をきめてほしい。もともとスケジュール管理されている委員会でもないと思う。

山中委員 話を元に戻す。柄沢委員の言う「住民参加」とか小田委員の言う「広報かんまき8月号」に記載された「趣旨」については、すべて「自治」という言葉でくくれると思う。即ち「自治による」まちをつくるという意味では、「住民参加」は当然含まれることであるし、お互いが「協働」してまちづくりを行う仕組みなども全て含まれてくると思う。それから、植村委員のスケジュール管理の話であるが、期限や枠を他人に決めてほしいというのではなくて、各部会が主体的に決めていけばよい、と私は考える。

議長 まちづくり基本条例のイメージは3つあり、1つ目はマスタープランのように将来像をつくる条例、2つ目は運営の仕組みをつくる条例、3つ目は具体的なことを決める条例の3つかあり、今回のまちづくり基本条例については運営の仕組みを決めるということがメインである、そのための課程として将来像や具体論を議論して運営の仕組みを決めていくなかで、自治のことも含まれるし、住民参加のことも含まれる、そういったかたちで進めていく意思方向の確認であり、意見が出揃ったと思う。また、スケジュール管理については、各部会と部会調整会議で決めていかなければいけな

いと承知している。

田島委員（議会部会）からの目的の方向については、提案の趣旨で進めるかたちに意義がなければ、この議論はこれで終了とする。

議長 基本原則について、何か意見はないか。

山中委員 今回の田島委員の「基本条例」に対する説明の中の「情報の共有」について、以前出したものには、「情報の開示と共有」としていたが、今回は「公開」を削って「共有」だけにしたという点について、意見を述べたい。

本日配布の資料「情報の開示と共有について」を見ていただきたい。

この資料は、情報の「共有」は「開示（公開）」が前提条件であるという視点で書かれてある。そして、「情報は全て開示される」即ち、1）企画立案から4）評価・総括にいたる全ての段階にわたって開示される。そこには、要望・口利き・提案等も含まれる。それらは、公文書や傍聴や口頭説明という方法によって開示される。

即ち、「情報は全て開示される」という前提があって初めて「共有」の本当の意味が出てくるのである。「一部の情報」しか開示されないというのでは意味がないのである。

更に、「共有」は、1）請求、2）説明責任、3）広報活動、によって現実のものになるが、ここで重要なことは、1）請求する側は、主体者であるが、2）と3）の場合は、主体者は情報を発信する側であり、それを受ける側は客体となる、ということである。

それ故に、「情報の公開（開示）と共有」というひとくくりのものとして、「基本原則」にいられていただきたいのである。

小林委員 山中委員の意見は非常に大事な意見であるが、今すぐこの全体会で議論する話ではないと思う。田島委員が提案したのは、議会部会では先ほど説明したとおり（情報共有、住民参加、活動評価など）の基本原則でどうかという考えであるが、まずはこれを他の部会でも持ち帰って議論してもらいたいということで提案があったと思う。

田島委員 各部会から基本原則はいずれ出されると思うが、実際、議会部会では、先行してこの基本原則に基づいて条文づくりを進めていく事になるので、ずっと後になって基本原則が変わるとそれまで行ってきた条文づくりが、原

則だから、覆ってしまう。出来れば各部会で基本原則というものをある程度おさえてもらって、全体としての共通原則の様なものがないと、議会部会としては動きづらいので提案させてもらった。

小林委員 他の部会で持ち帰って議論してもらいたいということではないのか。部会での議論もなしに、今ここでいきなり基本原則を決める議論を行うと混乱すると思う。

議長 今この場で、「情報の公開」を基本原則に盛り込むかどうかを議論して結論を出す場面ではないと考える。

山中委員 結論を話したのではなく、田島委員が提案した「情報の共有」という「基本原則」に対する意見を話したのである。

議長 私のイメージであるが、この基本原則の流れに沿って進めてもいいかということで、一委員としては非常にありがたい。一度各部会に持ち帰って議論してもらうことにしたい。ただ、基本的な流れはこの提案のとおりでいいと思うので、あえて決はとらない。(各委員から異議なし)

田島委員 議会部会としては、この流れで進めていくこととする。また、文体についても、条例では難しい単語が使われているところもあるが、わかりやすい一般的な言葉に置き換えて条文をつくるといった提案も議会部会では出ている。他の部会とのバランスが取れなくなった場合に、出来上がっているものを修正していくのは、大変な作業となってくるので、全体会である程度合意しておく方が良くないかと思い提案させてもらった。

議長 そういった作業は必然的にでてくると思う。わかりやすい単語というのも個人差もあると思うので、ある程度の訂正・修正作業はお願いをする基本的なスタンス、価値観は委員のなかで共有されていると思うので問題は無いと考えている。

柄沢委員 各部会で、それぞれの分野を検討して、最終的には全体会で審議をするという前提になっている。文言や言葉遣いは全体が出来てきてからの形になると思うので、今、云々する話ではない。

畑中委員 用語であるが、変な熟語をつくらないようにしたい。生駒市、日吉津村、大和市は熟語を勝手につくって条例にのせている。こういったことが流行ってはいけないと思う。

議 長 議案の2は以上とする。ほかに提言などはないようであれば、各部会に分かれて部会の検討協議とする。

閉 会 委員長の閉会宣言により会議終了(午前10時20分)。

※ 次回委員会は11月17日(水)午後2時から部会、次々回委員会は12月21日(水)午後2時から役場 3階 委員会室での全体会を予定している。